

案件名 国民健康保険料特別徴収対象外世帯からの誤徴収について

担当 市民福祉部 国民健康保険課
直通 055-934-4726

1 内容

国民健康保険料は、65歳以上の国保被保険者のみで構成される世帯の場合、納付義務者である世帯主が特別徴収（年金天引き）で納付していただき、その他の世帯は普通徴収（納付書及び口座振替等）で納付していただいています。

このたび、国民健康保険システムの設定誤りにより、本来は特別徴収の対象とならない方から、4月15日支給の年金で国民健康保険料を天引きしてしまうことが判明したため、被保険者への対応及び再発防止策をまとめました。

2 対象世帯

- ①世帯主が4月で75歳に到達する世帯
37世帯
- ②特別徴収対象世帯で新たに65歳未満が加入する世帯
17世帯
- 計 54世帯

3 発生事由

本年2月に令和6年度仮徴収対象者を作成する処理を行う際に、システム運用支援の受託業者が賦課年度を令和6年度とすべきところを、令和5年度と誤って設定し、担当課でも確認できなかったことが原因です。

4 被保険者への対応

対象世帯については、仮徴収額決定通知書送付時に誤りがある旨の文書を同封しお知らせします。令和6年度国民健康保険料の賦課が発生しない世帯は還付を行い、賦課が発生する世帯には、還付又は7月に決定する保険料年額で調整を行います。

5 再発防止策

本事案は、国民健康保険システムに対する確認体制が不十分であったことから発生したものです。今後、業務マニュアルに確認項目として追加するとともに、受託業者及び複数の職員による確認体制を強化徹底してまいります。